令和８年１１月

特別徴収事務担当者様

四国中央市　市民部　税務課　市民税係

外国人従業員を雇用する事業主の皆様へ
（一括徴収、納税管理人の選任について）

平素より市税務行政に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
外国人従業員の個人住民税の取扱いにつきまして、下記のとおりお知らせしますので、ご留意いただきますようお願いします。

記

1. 外国人従業員の個人住民税について

外国人であっても、その年の１月１日現在、四国中央市にお住いの方には、前年の所得に応じて、個人住民税が課税されます。
また、年の途中で帰国（出国）されても住民税の納付義務がなくなることはありません。

2. 外国人従業員が退職・帰国（出国）する際の納付について

外国人が個人住民税を納付しないまま帰国（出国）する事案が確認されていますので、納め忘れがないように事業所様の方からも以下のような手続をご案内いただきますようお願いします。

○残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収
退職する場合には、支給する給与や退職金から残りの住民税を一括徴収することができます。
※１月～５月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

○納税管理人の選定
個人住民税の納付義務のある方が帰国（出国）する場合に、自身に代わり税金の手続を行う方（納税管理人）を定め、市へ「納税管理人申告書」を提出する必要があります。令和９年１月～６月までに帰国される場合は、提出いただいた課税資料から税額を計算し、事前に税額をお伝えしますので余裕をもって手続きを行ってください。

※租税条約の適用がある方も給与支払報告書の提出が必要です。税務署に提出した「租税条約に関する届出書」がある場合は合わせて届出書の写しをご提出ください。
ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡をお願いします。

〒799-0497
愛媛県四国中央市三島宮川４丁目６番５５号
四国中央市役所　市民部　税務課　市民税係
電話：0896-28-6009